



JISEC

保証継続報告書

変更TOE

申請受付年月日（受付番号）	平成17年3月30日（IT継続5004）
認証番号	C0010
申請者	キヤノン株式会社
TOEの名称 (TOEのバージョン)	EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.1A EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.1A
適合する保証要件	EAL2+ALC_DVS.1
TOE開発者	キヤノン株式会社

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成17年4月27日

独立行政法人 情報処理推進機構
セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 田淵 治樹

評価基準等：「ITセキュリティ認証申請者・登録者に対する要求事項」で定める下記の規格、及び「ITセキュリティ認証に係る保証継続の要件」に基づき、変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.1
(ISO/IEC 15408)

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 1.0
CCIMB Interpretations-0210

認証結果：合格

「EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.1A / EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.1A」(変更TOE)は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるIT製品等のセキュリティ認証業務実施規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	2
1.4.1	変更の記述	2
1.4.2	変更された開発者証拠	3
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	3
2	認証機関による保証継続実施及び結果	4
2.1	実施概要	4
2.2	認証実施	4
3	結論	5
3.1	認証結果	5
3.2	注意事項	5
4	用語	6
5	参照	7

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.0.1」（以下「認証TOE」という。）を変更した「EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.1A / EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.1A」（以下「変更TOE」という。）の保証継続について、認証結果を申請者であるキヤノン株式会社に報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル（詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと）を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称 / バージョン : EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.1A
EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.1A
開発者 : キヤノン株式会社

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号 : C0010
名称 / バージョン : EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.0.1
開発者 : キヤノン株式会社
保証レベル : EAL2+ALC_DVS.1

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： EOS-1D Mark II ファームウェアセキュリティターゲット
バージョン： 1.8
作成日： 2004年6月30日
作成者： キヤノン株式会社

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.0.1
受付番号： IT認証4023
作成日： 2004年7月21日
作成者： 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度」[1]、「ITセキュリティ認証申請等の手引き」[2]、「ITセキュリティ認証申請者・登録者に対する要求事項」[3]、「ITセキュリティ認証に係る保証継続の要件」[4]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[5] (以下「IAR」という。)を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証の過程において発見された問題については、認証レビューを作成した。認証機関が指摘した問題点は、すべて解決された。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

TOEが組み込まれるデジタルカメラの機能改善に伴い、TOEの非セキュリティ機能が変更された。また、TOEの識別方法を変更するために、TOEのバージョン付与ルールが変更された。表1-1に主な変更の概要を示す。

これらの変更は、TOEのセキュリティ機能に影響を及ぼすものはない。

表1-1 製品に対する主な変更一覧

項番	変更の概要
1	バルブ長秒時撮影で、マゼンタ色の画像となる不具合の修正。
2	ビデオ出力(NTSC)の画質の向上。
3	長秒時撮影でのノイズの低減。
4	電源スイッチONから撮影可能状態になるまでの起動時間を短縮。
5	ワイヤレスファイルトランスミッター(WFT-E1)に対応。
6	メニュー画面の表示言語に新たに3言語(ロシア語、繁体中国語、韓国語)の追加。
7	一部CFカードとの通信の信頼性の向上。
8	カメラと一部パーソナルコンピュータで通信が出来ない現象の修正。

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

開発環境に対する変更はない。

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.1A

- ・ EOS-1D Mark II DIGITAL 使用説明書,CT1-5158-000,2004年2月
- ・ EOS-1D Mark II DIGITAL EOS DIGITAL Solution Disk ソフトウェア使用説明書,CT1-5159-001,2004年2月

EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.1A

- ・ EOS-1Ds Mark II DIGITAL 使用説明書, CT1-5173-000,2004年9月
- ・ EOS DIGITAL ソフトウェア使用説明書,CT1-5174-000,2004年9月

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成17年3月30日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

また、調査の過程で認証機関による問題点の指摘として認証レビューが開発者へ渡された。これらは開発者による検討ののち、IARに反映されている。

2.2 認証実施

認証の過程で開発者より提出されるIARについて以下の検証を実施した。

認証TOEに対する変更について、正しく記述されていること。

変更によって、変更する開発者証拠は妥当であること。

開発者証拠の変更が、変更TOEに対する影響分析の結果について、開発者の判断の根拠が妥当であること。

これらの認証において発見された問題事項を、認証レビューとして作成し、開発者に送付した。

認証機関は、IARにおいて、認証レビューで指摘された問題点が解決されていることを確認した。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、認証TOEに対する変更が本変更TOEにおいても認証TOEのEAL2+ALC_DVS.1保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者が実施したレグレッションテストの結果より、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation
IAR	Impact Analysis Report
CF	Compact Flush

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度 平成16年4月 独立行政法人 情報処理推進機構 ITQM-24 (平成16年11月5日改定)
- [2] ITセキュリティ認証申請等の手引き 平成16年4月 独立行政法人 情報処理推進機構 ITQM-23 (平成16年11月5日改定)
- [3] ITセキュリティ認証申請者・登録者に対する要求事項 平成16年4月 独立行政法人 情報処理推進機構 ITQM-08 (平成16年11月5日改定)
- [4] ITセキュリティ認証に係る保証継続の要件 平成16年11月5日 独立行政法人 情報処理推進機構 ITQM-31
- [5] EOS-1D Mark II / EOS-1Ds Mark II ファームウェア影響分析報告書 Version 1.2 2005年4月19日 キヤノン株式会社